



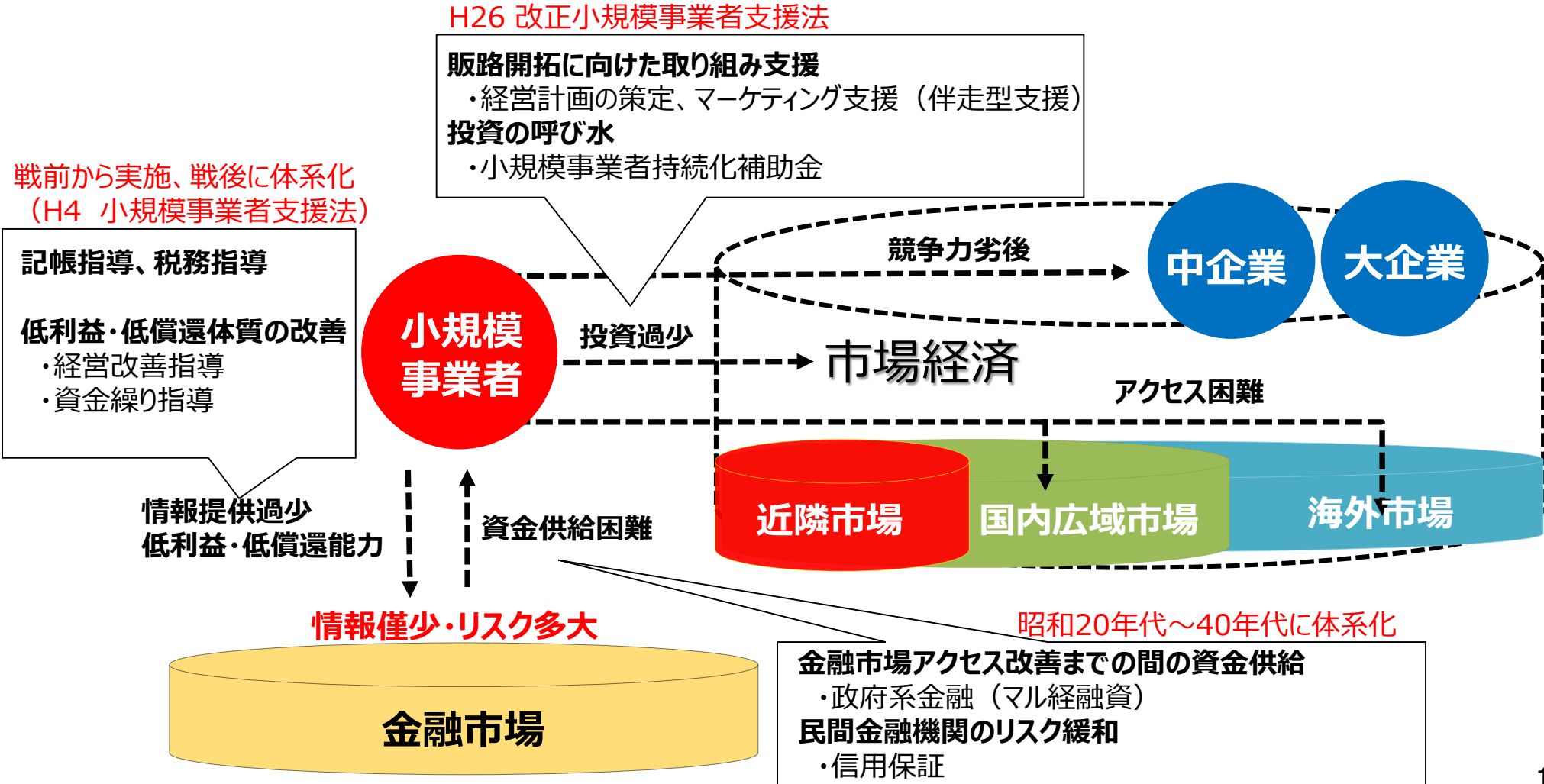
小規模事業者の多様化と 政策対象について

平成30年9月

中小企業庁

1. 小規模企業振興政策の目的

- 従来：経営の近代化と金融市場へのアクセス改善に重点。
- 平成26年以降：市場経済の中でのプレイヤーとしての育成支援。



(1) 小規模企業振興施策の全体像

- 小規模企業振興基本法で基本原則と位置づけられる**事業の持続的発展**と、
- 小規模事業者支援法に基づく**伴走型の小規模事業者支援**の主旨を踏まえ、以下の施策を展開。

小規模事業者

経営計画に基づく
販路開拓を支援

小規模事業者持続化補助金

経営改善に向けた低利融資

小規模事業者経営改善資金
(マル経融資)

廃業・承継後の生活資金の
積立てを支援

小規模企業共済

販路開拓等の地域一帯となった基盤整備事業

地域特産品開発、共同販売拠点（アンテナショップ）の整備、展示会・商談会の開催、小規模事業者向けECサイトの運営

経営指導員による伴走型支援

(経営計画策定支援、事業実行支援、記帳指導・税務指導、相談・助言 等)

支援機関（商工会・商工会議所）

経営発達支援計画に基づく
伴走型事業支援補助金

都道府県（地方交付税交付金）による
経営指導員の人件費等支援

事業者への支援

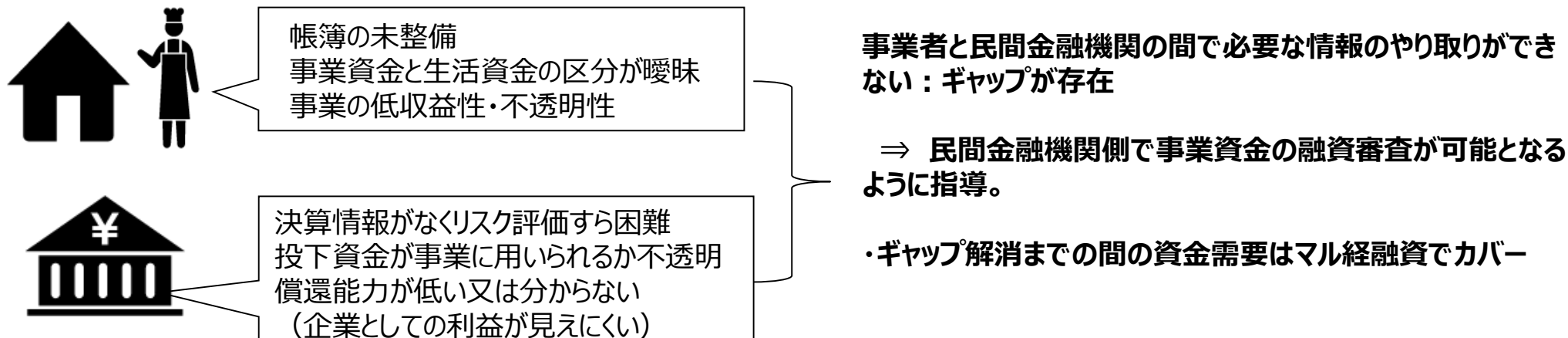
基盤提供

商工会・商工会議所の支援機能強化

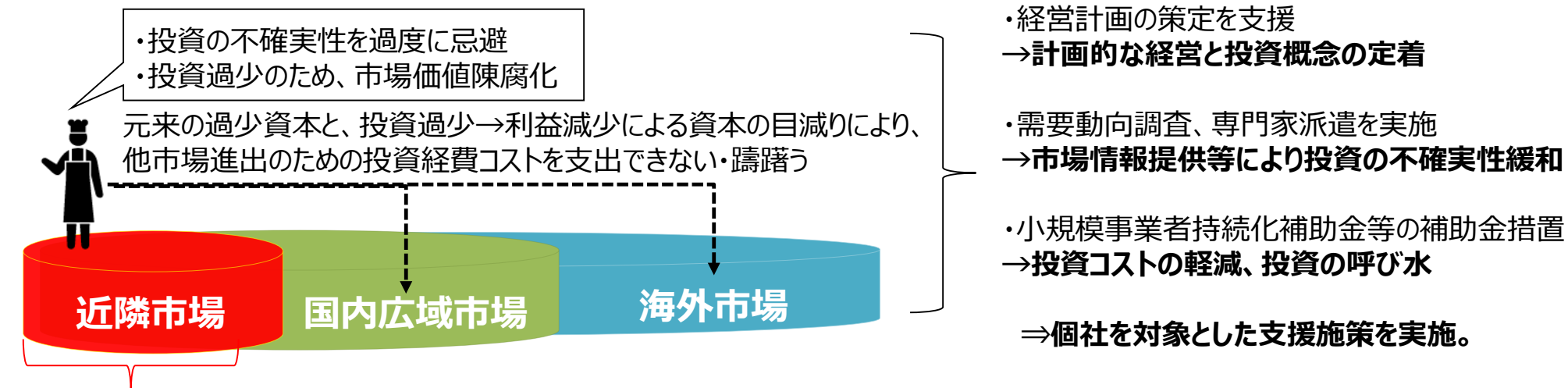
伴走型の支援

(2) 政策の機能と期待している効果：経営の近代化と市場経済への適応

(1) 金融市場へのアクセス改善



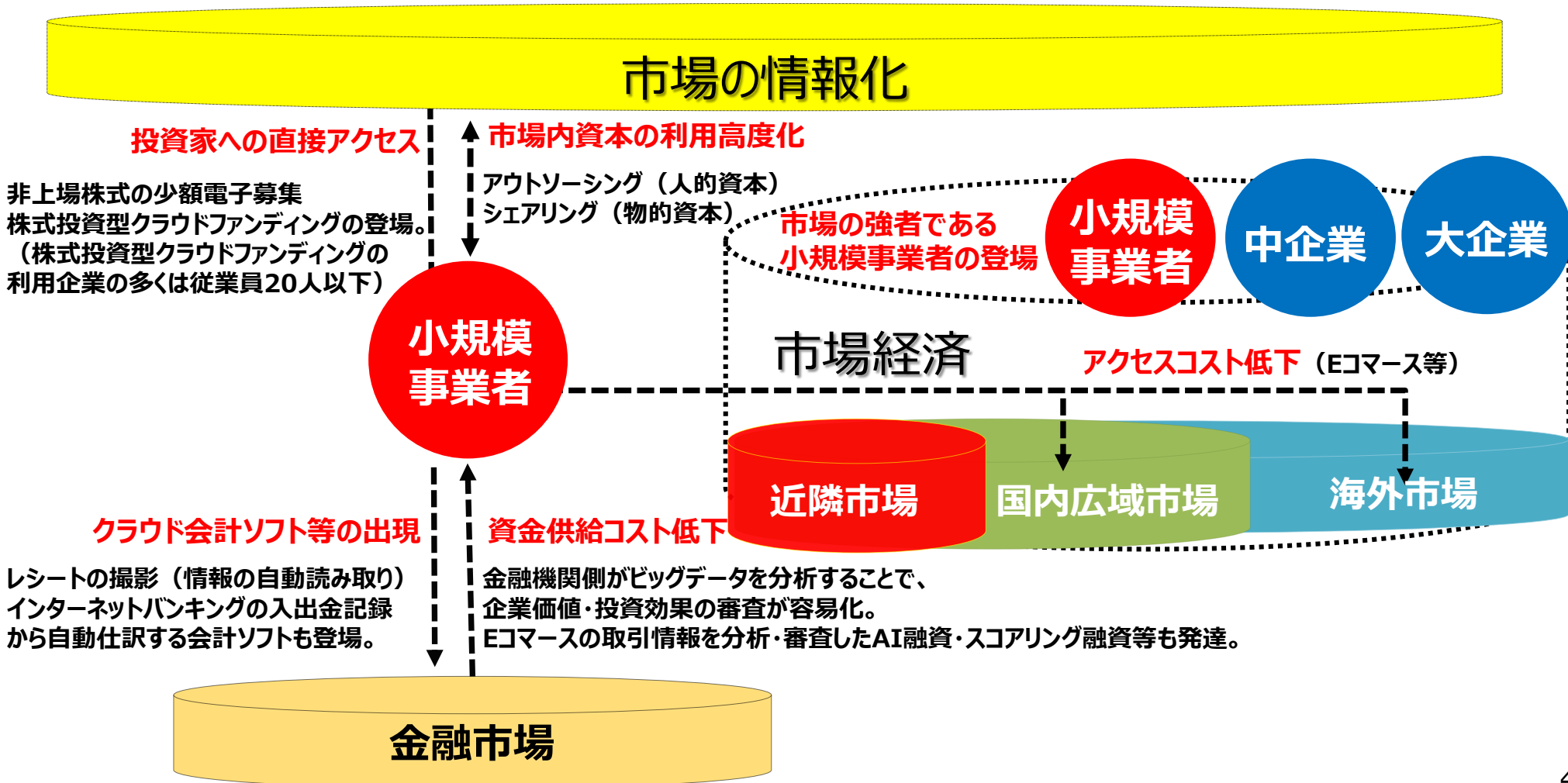
(2) 経営の改善・発達



徐々に縮小・レッドオーシャン化

2. ITの発達による市場環境の変化

- 情報通信技術の発達により、市場環境は変化。金融市場へのアクセス、市場経済のプレイヤーとなることの敷居も低くなっている。
- 規模が小さいことによる事業活動の制限、成長限界は徐々に小さくなっている。



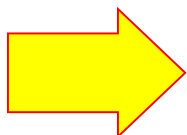
(1) 市場環境変化を受けた小規模事業者の変化

- 従業員10人程度で高い世界シェアを有するグローバルニッチトップ企業も登場。従業員規模が小さい＝市場の相対弱者、という概念は変わりつつある。
- また、市場が成熟することに伴い、規模のメリット概念も変わりつつある。

| 前時代 | 現代 |
|--|--|
| <p>規模の経済</p> <p>従業員規模と生産能力・市場での地位が比例 (不足するモノを供給する時代)</p> | <p>価値の経済</p> <p>従業員規模と生産能力・市場での地位は比例しない (モノ・コトの価値を売る時代)</p> |
| <p>資本集中が有利な時代</p> <p>従業員規模と企業の組織運営能力が比例 (企業の成長・成熟とともに雇用数が増えた時代)</p> | <p>分散・分業 (シェアリング) の時代</p> <p>従業員規模と組織運営能力は比例しない (必要な能力を必要な時に使う時代)</p> |

モノを供給するだけでは
市場に残ることができない

生産能力

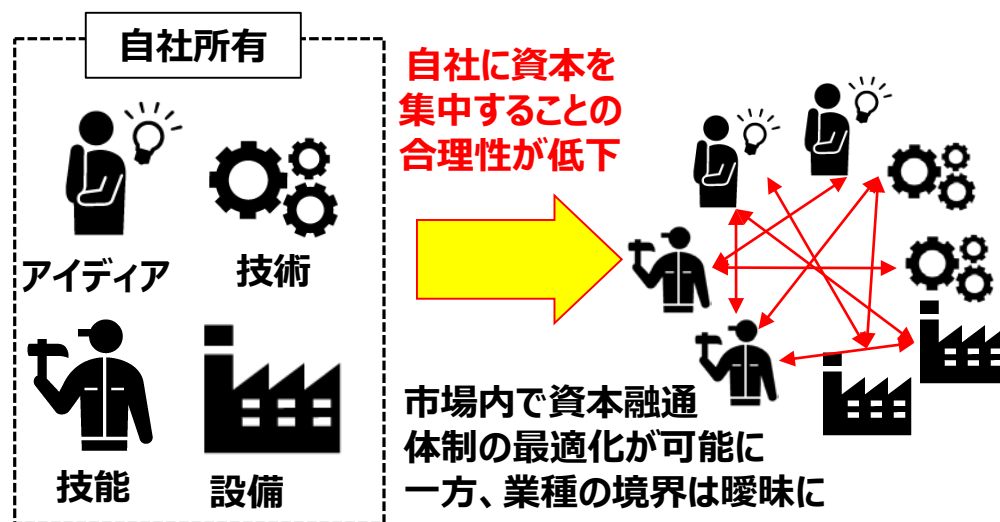


生産



デザイン機能

生産・供給能力の単純拡大ではなく、
モノ・コトの価値を高めることが必要になっている。



(参考) 小規模事業者の事業の変容により、業種の定義が曖昧化。

- 市場と事業者を直接結び付けるプラットフォームの発達により、小規模事業者自身も変化してきている。⇒小規模事業者の業種概念はますます曖昧化。
- 農林漁業と商工業の境界も曖昧化。
(⇒ 小規模事業者の定義を業種によって分類することが困難化している。)

株式会社シタテル (熊本県熊本市)

- ・国内発の衣服生産プラットフォームサービスを運営
- ・1000を超える中小縫製工場等をデータベースで把握し、都市部のデザイナーとマッチング
- ・「スマート工場プロジェクト」として、連携する縫製工場のIoT化を進めており、サプライチェーン延滞の生産性も向上



衣服生産プラットフォーム
「sitateru」(イメージ図)

出典：2018年版中小企業白書

株式会社YPP (東京都中央区)

- ・経理や受発注、給与計算等の事務代行を行う企業
- ・スキマ時間を活用し働きたい在宅ワーカー (メンバー) と事務作業に人員を割くことが容易ではない中小企業とのマッチングを行っている。
- ・メンバーは現在700名以上登録されており、チャット等を活用して業務を行っている。



創業者である代表取締役社長の
五味淵紀子氏



育児をしながら在宅ワークをこなすメンバー

出典：2017年版小規模企業白書

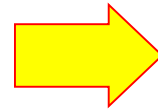
(2) フリーランス等の拡大によるあらたな「小規模事業者」も出現

- 情報通信技術の発達によって、個人の働き方が変化することで、フリーランスや個人請負事業主等が登場し、小規模事業者像の変化にもつながっている。

職住近接の小規模事業者



- ・職住近接
- ・住民でもあり、地域内労働力でもある
- ・住居周辺の地域需要
- ・住居から通える範囲の地域需要



場所概念が薄い小規模事業者

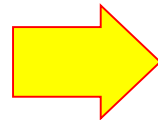


- ・居住する場所と労務の価値を提供する場所の距離的制約が少なくなっている。

従業員とは異なる存在である経営者



雇用をされない個人事業主
雇用をする側の経営者と
他者に雇用される給与所得者の
境界は比較的明確だった。



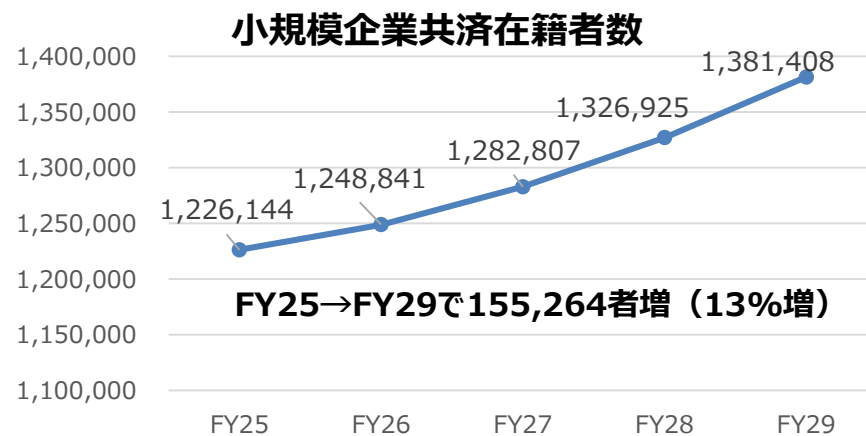
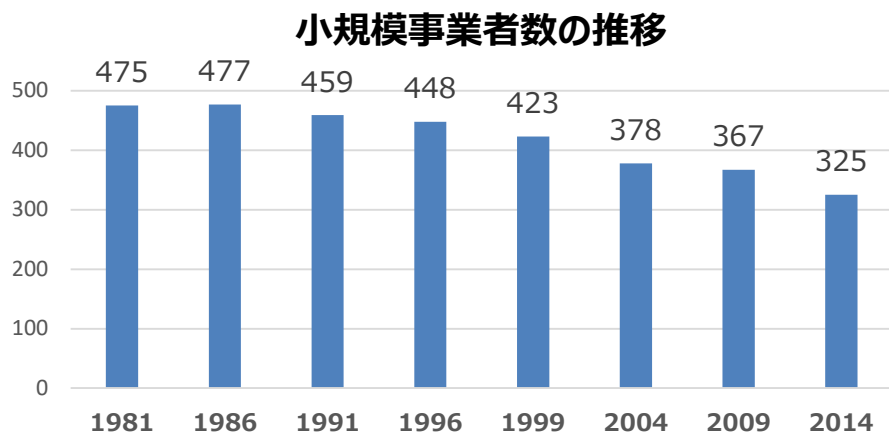
他社の従業員でもある経営者



雇用契約による給与所得 以外の 所得を得るコスト・ハードルが低くなっている。

3. 小規模企業共済制度の拡大

- 小規模事業者数は、減少傾向にある中、小規模企業共済の在籍人数は増加傾向。
- セーフティーネットである小規模企業共済は、増大するフリーランス等を包含できているのではないか？



小規模企業共済制度とは

—小規模企業共済法（昭和40年）に基づき設立され、小規模企業の個人事業主や会社の役員等が、廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う共済制度。運営主体は、（独）中小企業基盤整備機構。

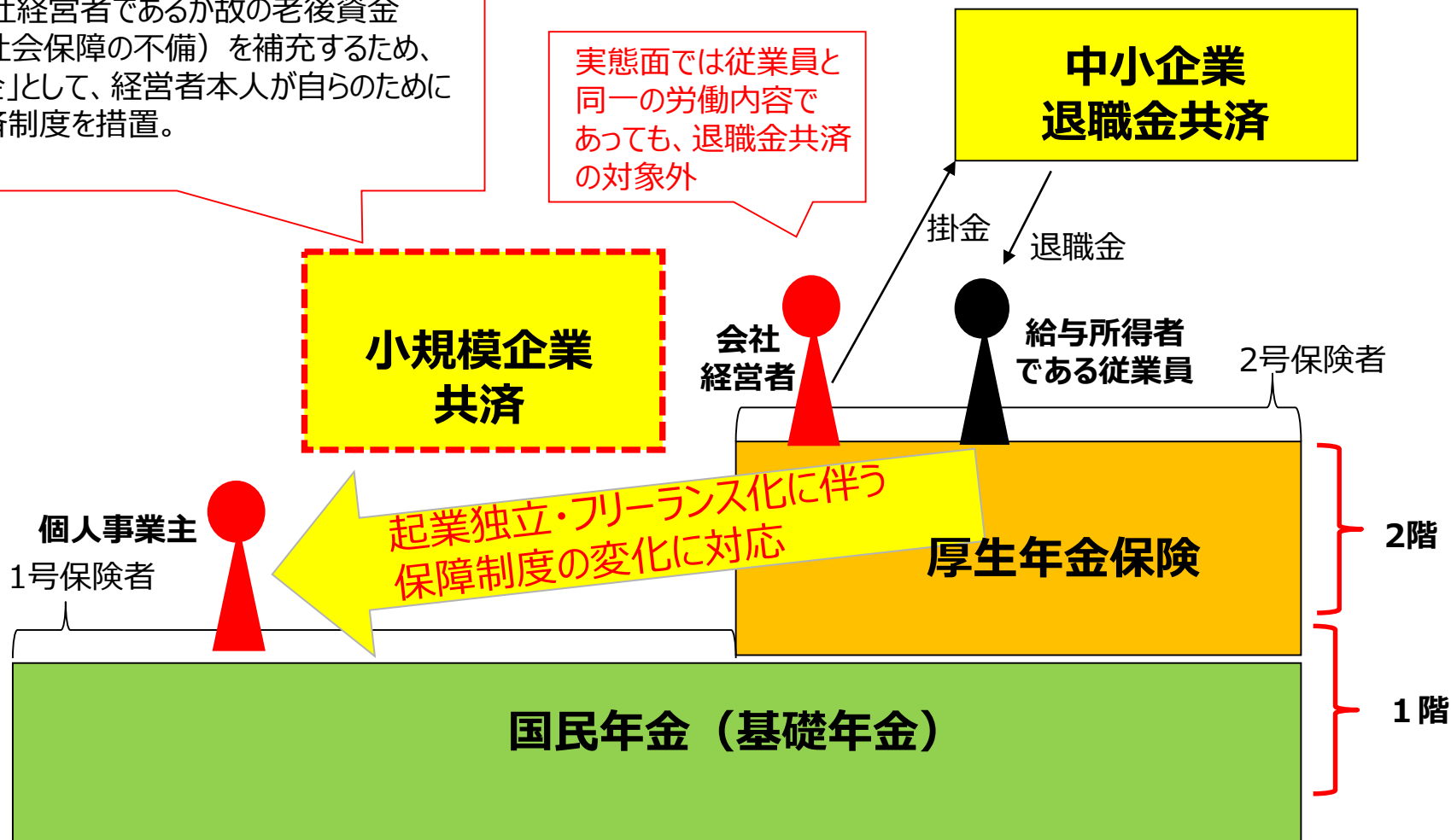
—個人事業の廃止、会社等解散など廃業に至る場合について、最も手厚い共済金を支給。また、共済事由として、老齢給付の仕組みも設けている。

(参考1) 経営者個人のセーフティネットとしての小規模企業共済

老齡期の生活資金形成のイメージ

個人事業主、会社経営者であるが故の老後資金形成の困難さ（社会保障の不備）を補充するため、「経営者の退職金」として、経営者本人が自らのために掛金を支払う共済制度を措置。

実態面では従業員と同一の労働内容であっても、退職金共済の対象外



(参考2) 小規模事業者の労災保険への対応

- 傷病による就業不能に対応するリスクについては、中小事業主の労災特別加入（業務災害による療養、休業補償）、法人化（組合組織含）による社会保険加入（傷病手当）、によってカバー。

中小事業主等の労災特別加入

人的資本の結合体（法人） としての企業組合

中小事業主等
一定の要件を満たす場合、事業主も
従業員と同様の労働者とみなす

企業組合の事業に従事する
組合員には勤労者とみなされる
(労働保険・社会保険適用)

労働保険は、中小事
業主等の労災特別加
入を活用すること有。

企業組合

**代表理事
である個人A**

**組合員
である個人B**

**組合員
である個人C**

**組合員
である個人D**

組合員は、企業組合の共同経営者であり、雇用関係にない場合もあるが、組合の事業に従事したことに対して受け取る報酬等は事業所得ではなく、給与所得扱いとなる。

歴史的には、副業者、専門技能者・職人達の相互扶助組織と機能。ヘルパー資格を持つ個人が集まった介護サービス、外国語、手話の通訳者が集まった翻訳サービス、等を行う企業組合もある。

①労働保険事務委託
特別加入希望

通知

労働保険事務組合
(協同組合、商工会等の事業者団体)

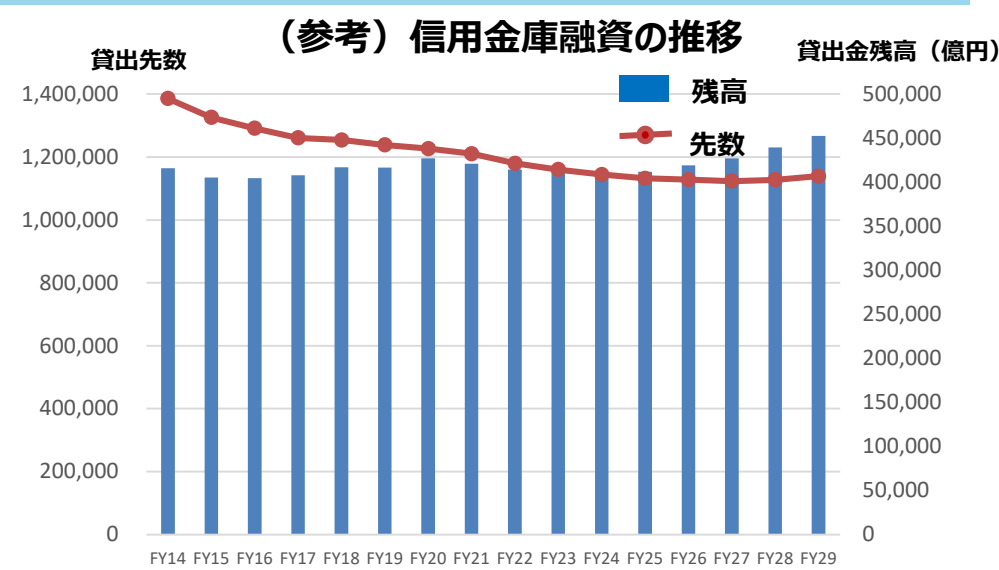
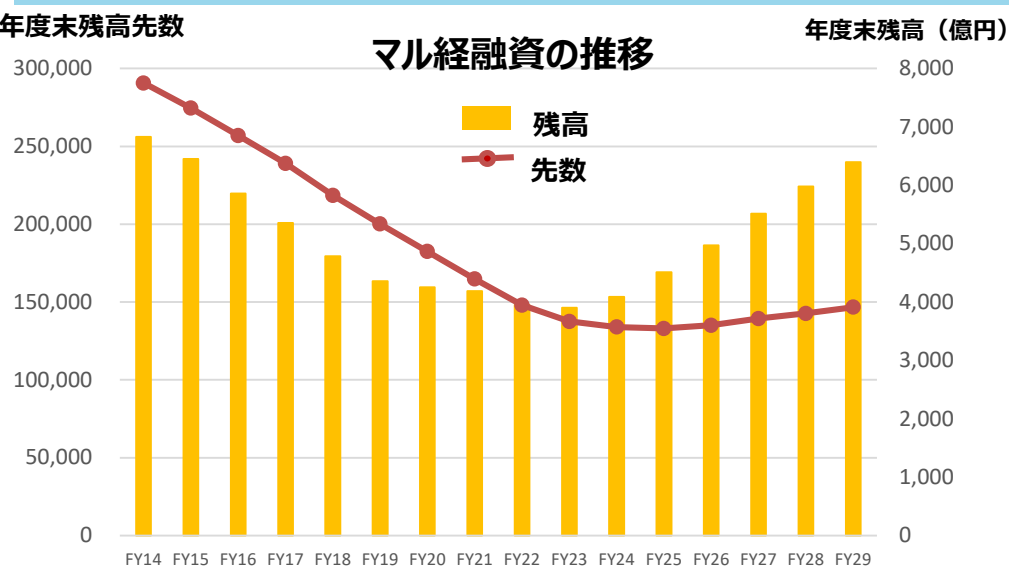
②申請書提出

③承認・不承認通知

労働基準監督署

4. 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の実績

- 過去15年ではマル経融資の利用者は減少傾向だが、残高は平成24年度以降、増加傾向。
- 中規模企業も含まれているが、中小企業向け民間金融機関である信用金庫の融資は横ばい傾向。平成26年度以降は残高は増加傾向



マル経融資貸付限度額の推移

| H7~H19 | H20 | H21~H25 | H26 | H27 |
|--------|--------|---------|--------|-------------------|
| 550万円 | 1000万円 | 1500万円 | 2000万円 | 公庫普通貸付 →マル経借換可 |

マル経融資とは
 —担保、信用が不足している小規模事業者の金融アクセスの改善と経営改善を目的として、昭和48年に発足した無担保無保証の融資制度。（現在、利率1.11%、上限2000万円）
 —商工会、商工会議所等の経営指導員が小規模事業者に経営指導をしつつ、融資推薦を日本政策金融公庫へと行い、公庫が審査をしたうえで融資決定をするスキーム。

(1) マル経融資の政策背景

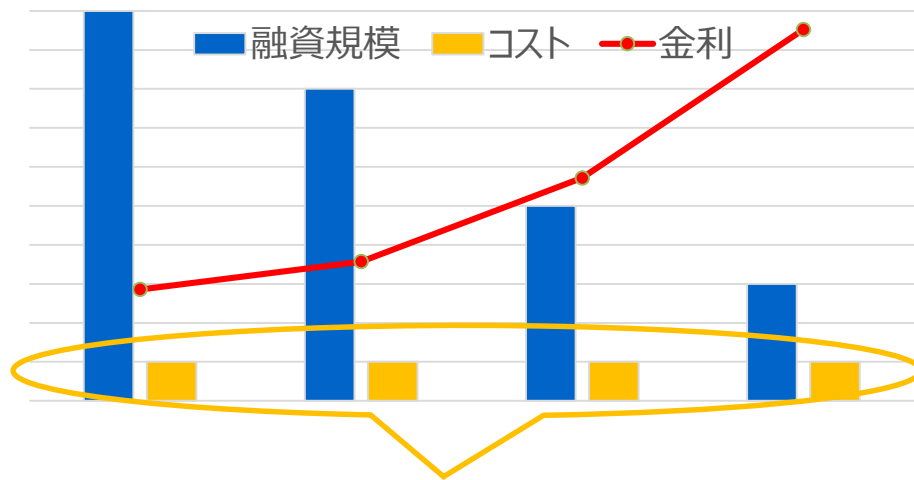
小規模事業者向けの融資は、情報の非対称性に加え、

- ・ 事業の規模が小さい = 必要資金が少額（小口融資）であるが故の高コスト性
- ・ 利益率が低い = 償還能力（返済能力）が低いが故の高リスク性

という民間金融機関では対応困難な課題が多いために、政府系金融機関による融資制度としてマル経融資を講じてきた。

小口融資の高コスト性

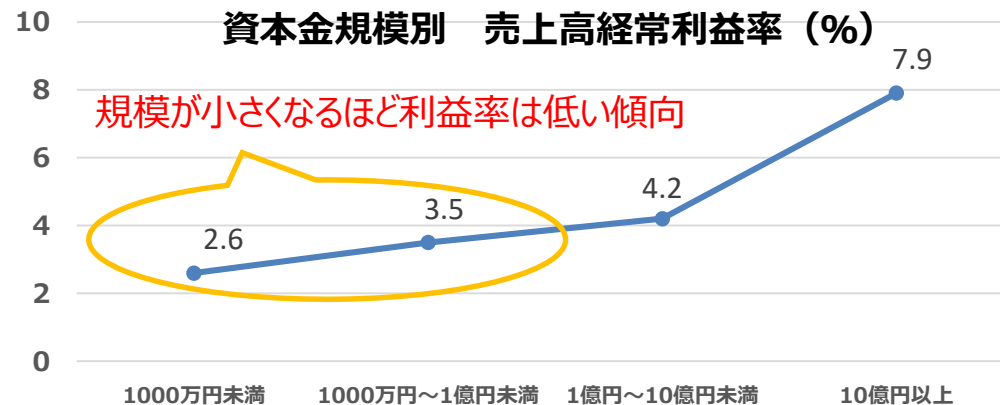
金利の基本的な構成要素は、コスト・リスク・貸し手側利益。



仮にリスク0・利益0としても、融資1件あたりのコストが同額であった場合、融資金額が小さくなるほど、コスト比が高くなり、金利は上昇する。

償還能力と金利の関係

長期資金融資の返済財源は、基本的には、融資に伴う投資によって生み出される将来利益であり、利益を生み出す能力 = 償還能力となる。資金の借り入れにあたっては、金利 < 利益率の関係を維持する必要がある。

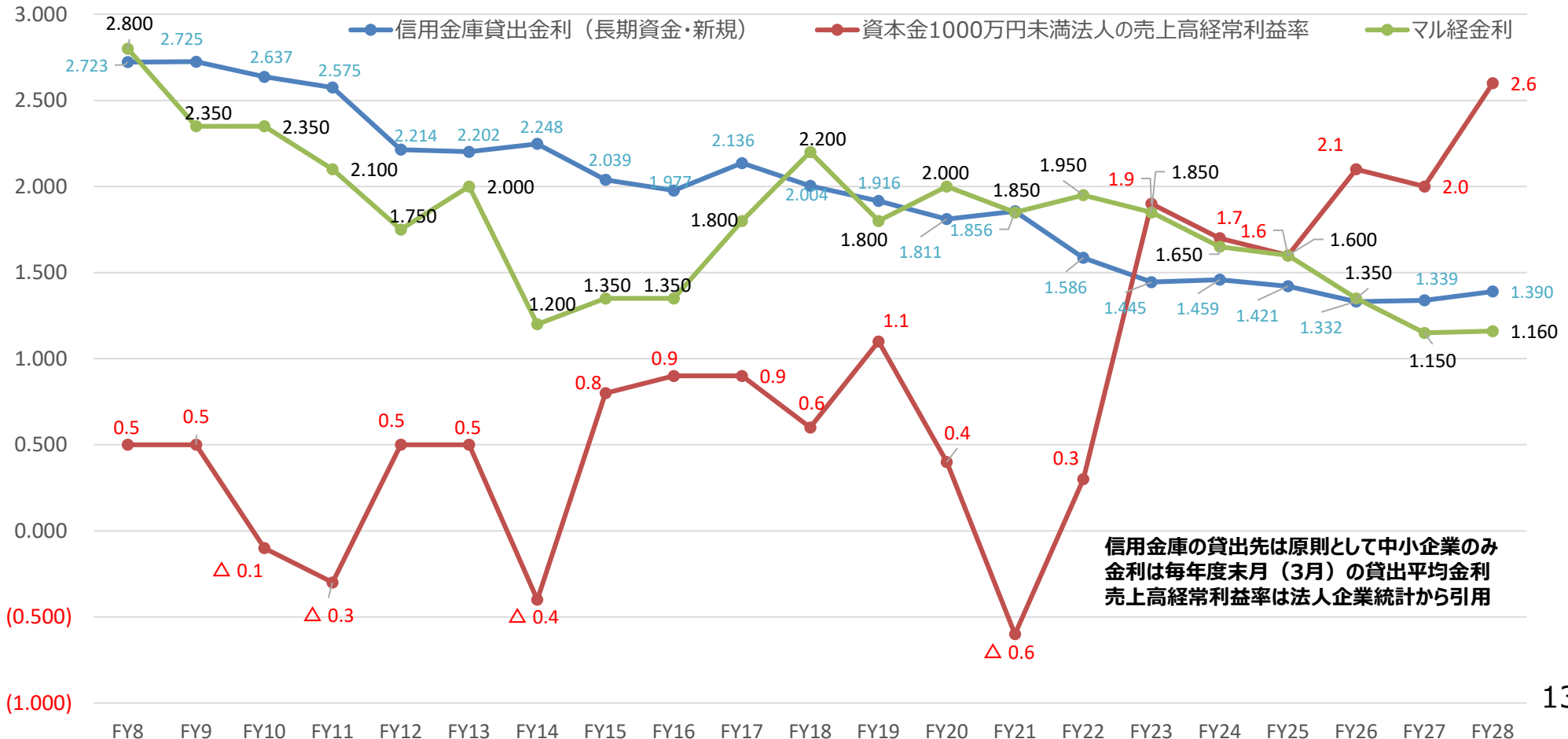


出典：平成28年度法人企業統計

(2) 市場環境とマル経融資の状況

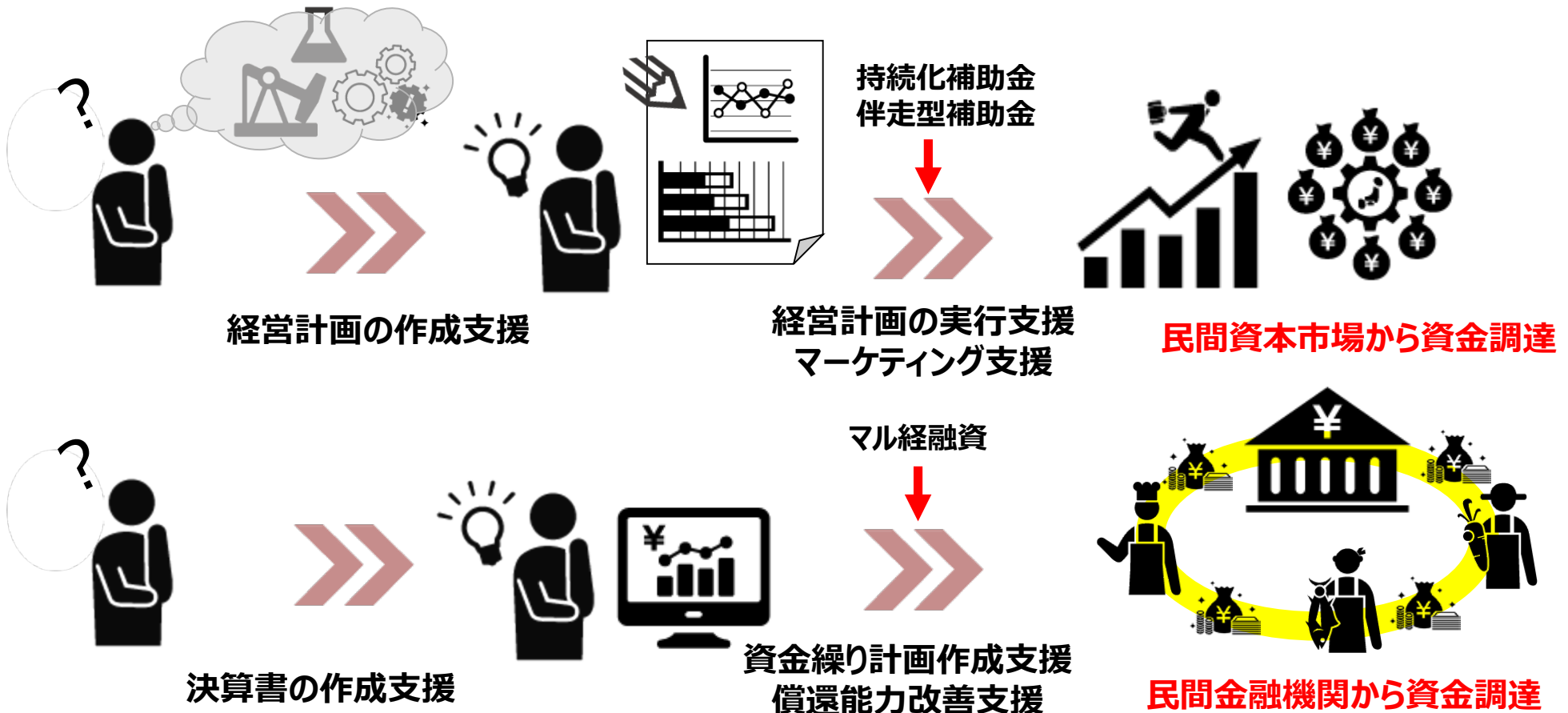
- 「市中金利 > 利益率」の企業が増加すると、民間金融機関から借りることが困難な企業が増える。ここ数年は、市中金利低下、利益率向上のトレンド。

金利水準と利益率の推移



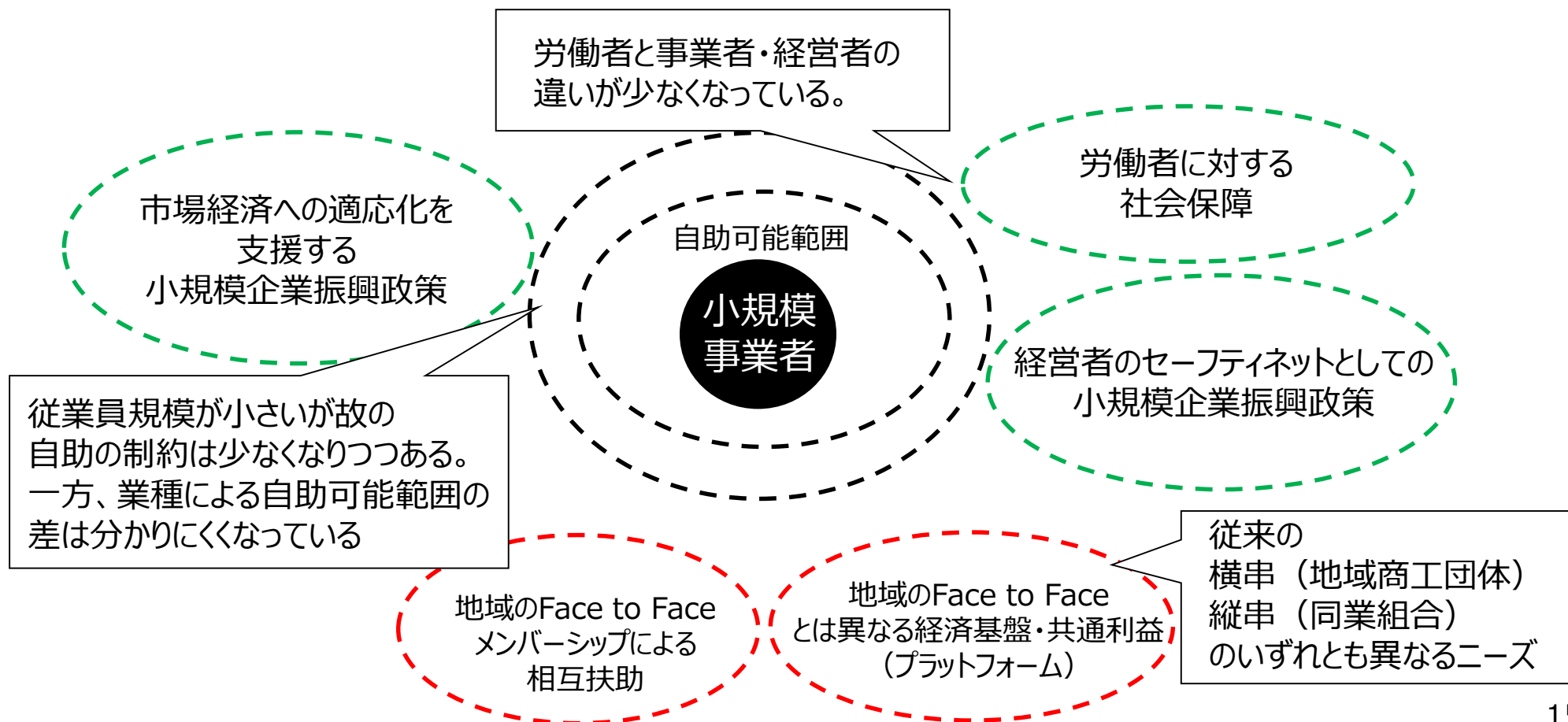
(3) マル経融資に期待する効果と政策目標

- マル経融資は、決算書作成等をはじめとした経営指導を行い、市場から融資を受けられない事業者に対して、経営改善を行い、信用力向上に向けてのファーストステップとして使われることも想定した制度。
- マル経融資を活用した事業者が、融資額を無事返済することで、次の事業拡大に向けて、信金信組等からの融資を受けられるようにするための信用付与につなげることも、マル経活用の目標。



5. 小規模企業振興政策は時代の変化に対応できているか

- 昭和30年代から40年代にかけて体系化された小規模企業振興政策の根底思想は、市場経済への適応化支援。
- 政策対象である「小規模事業者」が多様化してきている中、伴走型支援の内容や、支援ツールが対応しているのだろうか。



論点の提示

- 小規模企業振興政策は、多様化する小規模事業者に合致しているのか。
- 小規模事業者は、ITのメリットを享受できているか？ ITによる市場環境変化をとらえた経営支援ができているか？
- 支援機関は、小規模事業者のニーズに合わせた金融市場への連携支援がきちんとできているか。
- 支援機関の行う経営指導の内容が、多様化する小規模事業者のニーズを踏まえているか。
- 地域のFace to Face・相互扶助組織として発展してきた商工会・商工会議所のような支援機関に対して、地域概念とは異なり新たに発展してきたフリーランス等の事業者やそのプラットフォーム組織は、どのようにとらえていったらよいか。